

桃山学院教育大学障がいのある学生支援ガイドライン

1. 基本理念

桃山学院教育大学は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、障がいの有無に関わらず、全ての学生に等しく教育の機会が与えられるように、支援に係る全学的な取り組みを推進する。

2. 支援体制について

障がいのある学生を支援する全学的な組織である学生支援センター会議を設置し、その運営管理のもと、学生支援センターが関係教職員や各部署間のコーディネートを行い、障がいのある学生への支援を行う。

3. 基本方針

桃山学院教育大学は、本ガイドラインの基本理念に従い、支援実施の指針となる5つの基本方針を定める。

- (1) 支援は、原則として本人(及び保護者)からの支援要請に基づき行う。
- (2) 本人(及び保護者)の意向を十分に尊重しながら、支援のあり方を考える。
- (3) 関係者が連携して支援に取り組むため、支援について検討する「ケース会議」を開催し、チューター(クラス担任)を中心に、学生支援センタースタッフ、および必要に応じて関連部署のスタッフが出席する。
- (4) 個人情報保護を徹底する。
- (5) 本学の支援に関わる取り組みを学内外に公開・発信し、障がい者理解の啓発に努める。

4. 支援の対象及び範囲について

支援の対象は、様々な障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

また、支援の範囲は、入試・入学から卒業までの学生生活における教育に関する事項とする。